４．オランダ

１．二次電池の回収・リサイクルに係る税やデポジットを取り扱う民間機関

1kg 以下の小型電池（NiCd 電池を含む）の回収・処理の責任は、電池及び電池内蔵機器の製造業者／輸入業者にある。責任のあるものは、政府に対して責任を果たすためのプランを作ることが法律で規定されており、個々の企業が各々実施しても良く、また組織化して責任を果たしても良いことになっている。STIBAT（電池回収基金）は、共同の組織体として組織されたものである。回収率の目標 1998 年 90%は、達成できなかったものの、回収率は毎年上昇している。

なお、電池に関しては容器包装のようなコベナントはない。

	STIBAT
出資者／運営主体	1994 年に、電池輸入業者の組織(NEFIBAT)のメンバー企業９社がバッテリー処分令の要求事項の履行を管理するために設立。 現在 600 社の電池及び電池内蔵機器の製造業者／輸入業者が参加。 政令によると、履行プランは以下のことを含んでいなければならない。 ・返却率が 1996 年までに 80%、1998 年までに 90%に達成するための手段 ・収集及び貯蔵システム ・電池のリサイクル及び処理技術 ・計画の財政基礎
従業員数	７名
本支店等事業所数	１カ所のみ。 電池の保管所があるが、これも委託。
年間運営コスト	収入：1200ー1500 万ギルダー（約６ー７億 5000 万円）／年間
運営コストの財源	参加企業（電池及び電池組み込み機器の製造業者、輸入業者）が、オランダ市場に上市した電池１個当たりで支払う分担金で賄っている。 分担金額：重量で決定。(98 年 3 月より値下げ)（別添の負担額の表入手） ボタン型 0.01 ギルダー／個（種類に関係なし） その他 0.06ー1.20 ギルダー／個 参加企業は機密保持のために、独立管理機構（OAS）を通して、費用を支払う。そのために、STIBAT は集合データをもらうのみである。 また、NiCd 電池のように長寿命なものについては、利息や将来のリサイクル費などの見通しを立てて分担金を決定している。先払い方式については、小さい企業では、電池の寿命が来たときに、会社が倒産している可能性がある。

２．二次電池の回収・リサイクルコストについて

	STIBAT
回収から処理までのルート	消費者が簡単にいつでもどこでも電池を排出できるように、自治体だけでなく、販売業者、学校などの様々なところに回収拠点を設置。 自治体の回収拠点に集まってからがSTIBATの責任。 STIBATはオランダ全土で16の収集業者と契約している。この収集業者が各担当地域の自治体回収拠点等から電池を回収し、自前の保管場所に運搬し、夾雑物が除かれる。その後、STIBATの中央保管場所・分別場まで運搬する。
消費者から販売店等の回収拠点までの運搬コスト	消費者負担。 販売店等の無償引き取り。
販売店等の回収拠点からリサイクル事業者までの運搬コスト	自治体の回収拠点から、自治体の集積場所までは自治体負担（消費者が支払うごみ処理料金から賄っている：家庭からの有害廃棄物の収集責任があるが、その履行システムは自治体によって様々）。 販売店から自治体の集積場所までは販売店負担。 国の負担なし。 支出割合：キャンペーン（回収ボックスなど）　50% 回収・分別・リサイクル・運搬・保管　45% 一般管理　5%
分別コスト	分別されるNiCd電池の割合は6%、NiMH電池では1%未満。
リサイクルコスト	リサイクル企業との契約は短期であり、長くても１年。
一般管理費	
機器との関係	・消費者が電池内蔵機器を捨てるときに電池を取り外すことが必要であり、取り外した電池を自治体拠点に出す。 ・処分令では、機器の製造業者の義務として、簡単に内蔵電池が取り外せるようにすることになっている。”簡単に”をテストする試験機関がある。

３．バッテリー処分令

1995 年１月 31 日にバッテリー処分令が制定されている（後述）。その第５条に製造業者／輸入業者の責任が規定されており、自社が市場に送り出したバッテリーの回収に関する責任を負うと定められている。ただし、対象となる電池は一次、二次に関係なく、1,000g 以下である。

> 第５条
> １．オランダ市場に 1000ｇ以下の電池を製造し、輸入し、上市するものは何人も、自分たちが上市したブランドの電池を回収し、再利用の観点で処理されることを確立しなければならない。
> ２．第１項に関連する義務は、この法令のアネックス２で指定されている機器の製造業者あるいは輸入業者には適用しない。機器内にある電池は、固定されているもので、機器が使用されている期間中に置き換える必要がない場合。

また、第８条に共同申告が規定されており、これに基づくものが、STIBAT である。

４．その他

（１）データ機密性の確保

分担金は、データの機密保持の観点から、”Onafhankelijke Administratie-eenheid Stibat(OAS)”が計算し、請求し、集金する。参加企業は、OAS にバッテリー数を申告する。OAS は、それに基づいて請求書を作成する。

（２）機器に入っている電池の扱いについて

消費者が機器を捨てるときに電池を取り外し、回収袋（ケモバック）に入れて自治体の回収ポイントに持っていくことになっている。

消費者が外せないような場合が考えられるが､法律では､機器の製造業者の義務として、簡単に外せるようにしなければならないことになっており、環境省と消費者団体による試験機関がその検査を担当している。例えば、電動歯ブラシについて電池が簡単に外せるかどうかを検査したが、20 社のうち簡単にはずせたものは１社のみであり、残りの 19 社の製品は法律違反ということで、改善命令が出された。その後、同様なテストをハンドクリーナーで行ったところ、簡単に外せるようになっていたという。

簡単にとは、担当者によれば、２分以内で、ドライバーとナイフとコインで外せることとしている。

（３）デポジット制度について

環境省担当官によると、

「1995 年のバッテリー処分令制定時に、政治的な議論があり、デポジットにする意見もで

たが、最終的にはデポジット制にはならなかった。

オランダでは 15 年前から電池の回収を行っている。政府から消費者に向けて、電池を家のなかに置いておくのは良くないとし、市町村の回収ポイントに持っていくことの広報活動を実施した。この 15 年前のメッセージが消費者の頭にある。簡単に持っていくことができるように、自治体だけでなく、店頭や学校などの様々なところに回収ポイントを置いた。

デポジットは消費者がもっていくためのモチベーションにはならない。もし、デポジットで店頭などに持参しても、その後の輸送や処理にお金がかかる。とにかく、デポジットだけで解決できる問題ではない。現実的な問題として、誰がデポジットを管理し、誰が支払うのか。誰が計算するのか。別の問題として、フラウド（オランダ語、ごまかし）も起こりうる。その他に輸入電池の扱いなど、とにかくたくさんの現実的な問題がある。もう一つは電池のライフサイクルが長い。二次電池では 20 年になるものもある。そのためにデポジットを払ってから、戻してもらうまでに長い。これはデポジット額の価値の変動をもたらす。」

Stibat 参加企業が独立管理機構（OAS）へ提出する報告書（出所：Stibat 資料）

オランダ国内で販売された輸入電池に関する報告書式

カテゴリー	種類	タイプ	販売数	輸出数	正味数	VB	総額（付加価値税をのぞく）
I	使い捨て<50g ボタン電池をのぞく	AAA/(L)R03				0.06	
		AA/(L)R06				0.06	
		C/(L)R14				0.06	
		その他<50g				0.06	
	充電式<50g ボタン電池をのぞく	AAA/NC03				0.06	
		AA/NC06				0.06	
		C/NC14				0.06	
		その他<50g				0.06	
II	使い捨て51g－150g ボタン電池をのぞく	D/(L)R20				0.18	
		4.5V/3(L)R12				0.18	
		9V/6(L)R61F22				0.18	
		その他 51-150g				0.18	
	充電式51g－150g ボタン電池をのぞく	D/NC20				0.18	
		9V/NC22				0.18	
		その他 51-150g				0.18	
III	使い捨て151g－1000g	151-250g				0.30	
		251-500g				0.60	
		501-750g				0.90	
		751-1000g				1.20	
	充電式151g－1000g	151-250g				0.30	
		251-500g				0.60	
		501-750g				0.90	
		751-1000g				1.20	
IV	充電式パック	<150g				0.18	
		151-250g				0.30	
		251-500g				0.60	
		501-750g				0.90	
		751-1000g				1.20	
V	ボタン電池					0.01	
VI	集合型	報告書式に関する注意事項（下記）を参照のこと					
処分（verwijdering）負担金総額							

署名：

年月日：

氏名：

社印：

報告書式に関する注意事項

・化学エネルギーを直接電気エネルギーに変換する動力源で、重量 1kg 以下の使い捨て式または充電式電池について、Stibat 計画参加者によってオランダ市場に持ち込まれた輸入品の販売に関する報告。

・2ヶ月間の販売状況に関する報告。2ヶ月間以外の期間について報告する場合（簿記上の都合／締め日の都合）には、報告書の冒頭にその旨を明記すること。
・報告期間中に電池売上が0の場合は、報告書に「売上げなし」と記入し、署名の上で返送すること。
・報告書は、書式の受領後2週間以内に記入し、署名の上で、下記まで返送すること。

返送先：Onafhankelijke Administratie-eenheid Stibat（OAS）
p/a Ernst & Young
Postbus 30116
6803 AC ARNHEM（Zoetermeer の STIBAT 宛ではない点に注意のこと）

・報告された情報は、OAS において確実に処理されます。
・返送された報告書の受領後、OAS からは報告書に記された数値に対するインボイスが送付されます。
・Stibat 支払い条件：別段の協定がある場合を除いて、支払いはインボイス日から遅くとも 30 日以内に過不足なく行なってください。期限内に支払いが行なわれなかった場合は、Stibat メンバーの怠慢となります。Stibat は、所定の期限が過ぎた瞬間から、メンバーに対して、集金および権利保証のために発生した費用の精算を求める権利を持ちます。ただし、このことで他の権利が侵害されることはありません。また、ここで費用とは弁護士費用及び Stibat において発生した特別費用、特に管理運用、司法面での助言に関する費用を指します。加えて、債務に対しては法定利子が賦課されます。
・詳細な注意事項については、OAS の Mis. B.J.M. Knaven までお問い合わせください。
・**記入欄について**：
  - カテゴリーI 及び II：下記の電池について、種類の欄に電池の種類を明記してください。
  - カテゴリーIV：1パックとは工場出荷状態の耐衝撃包装1個の中に入っている充電式電池の数。
  - カテゴリーV：ボタン電池とは、電池の直径が高さよりも大きなものをいいます。
  - カテゴリーVI：集合型電池とは、収縮フィルムの有無とはかかわらないコネクターで相互に連結されている使い捨て式または充電式の電池です。このカテゴリーには、特に、いわゆるワイドバッテリー、及び verkeerssignalerings 電池（どのようなものかは不明です）で、原則として 1000g 未満のバラバラの電池から構成され、プラスチックまたはその他によって包装されているもの、または所定の方法で互いに連結されているものをいいます。verwijderingsbijdrage のため、該当するカテゴリー別に集合型電池に含まれる電池の個数を明記してください（集合型電池に含まれる電池の個数×適用される税率）。バラバラの電池で標準的な包装の形で取り引きされるものは、集合型電池には該当しません。
  - 報告書式のカテゴリーに該当しない電池については、重量を測定し、もっとも一致するカテゴリーの欄に記入してください。
・**販売個数の欄**：輸入してオランダ国内市場で販売した電池すべての個数を、カテゴリー別に明記します。使い捨て式と充電式を区別して記入してください。
・**輸出個数**：御社の顧客によって輸出された電池の個数。御社の顧客による輸出について、処分（verwijdering）負担金の払い戻しに関する証明書となります。

注意：自社による輸出のための電池の輸入については、この書式には記入しないでください。

・**正味個数の欄**：販売数と輸出数の差を記入します。
・**総額の欄**：正味個数に、電池1個あたりの処分（verwijdering）負担金（VB）を乗算します。

オランダ王国官報1995，45

1995年1月31日付けの使用済みバッテリーの回収と処理のための政令
（バッテリー処分令）

Decree of 31 January 1995 laying down rules for the collection and processing of spent batteries (Batteries Disposal Decree)

第1部　定義

第1条

この法令とそれに基づく規定のために、次の定義を適用する。

ａ．電池：一次電池あるいは密封再充電可能電池を含む、化学エネルギーの直接変換によって得られる電気エネルギー源；

ｂ．蓄電池：開放型再充電可能電池を含む、化学エネルギーの直接変換によって得られる電気エネルギー源；

ｃ．消費者機器：１つ以上の電池を含む個人家庭で使用するための機器；

ｄ．製造：オランダもしくは欧州共同体市場に製品を上市する目的で製造すること；

ｅ．流通在庫の保管：オランダもしくは欧州共同体市場に製品を上市する目的で流通在庫で保管すること；

ｆ．指令：特定有害物質含有の電池及び蓄電池に関する1991年3月18日付けの欧州委員会会議の指令番号91/157/EEC。

第2部　指令の履行

第2条

１．水銀を重量で 0.025%以上含むアルカリ電池を製造し、輸入し、他の機器を役立つようにし、あるいは保管することは禁止される。

２．アルカリ電池が極端な状況下で長期使用されるならば、その項に係わらず、第１項の禁止は、水銀0.05%以上含む電池にのみに適用する。

３．第１項、第２項に関連する禁止は、アルカリボタンセル及びそのようなボタンセルから構成される電池に適用されない。

第3条

１．オランダ市場に、この法令のアネックス１に特定された数値を超える量の水銀、カドミウム及び鉛を含有する電池もしくは蓄電池を、製造業者あるいは輸入業者として、上市するものは何人も、指令第４条、第３項に従って、欧州共同体委員会が制定した規則を履行するために、大臣が特定したマークをこれらの電池あるいは蓄電池に付けなければならない。

２．第１項に関する義務は、消費者機器あるいはこの法令のアネックス２に指定された装置に組み

込まれている、電池もしくは蓄電池の製造業者あるいは輸入業者にも、その項に関連しているように、適用する。
３．大臣が、省令により、指令第４条第３項に従って欧州共同体委員会が制定したさらなる規則も履行する。

第４条
１．消費者機器を製造、輸入、他のものを有効にし、もしくは流通在庫を保管することは、次の場合は、禁止される。
ａ．これらの機器内にある電池が消費者によって簡単に取り外すことができるような方法で組み込まれていない場合；または
ｂ．機器のための取扱説明書に消費者がどのように機器から電池を取り除くことが示されていない場合。
２．第３条第１項に関連して、１つ以上の電池を含む、この法令のアネックス２の指定されている機器を製造し、輸入し、他のものを有効にし、もしくは流通在庫を保管することは、電池に含まれる環境に有害な物質について、及び機器からこれらの電池を安全に取り除くための方法について、使用者に情報提供する取扱い説明書が機器に付いていても、禁止される。

第５条
１．オランダ市場に 1000ｇ以下の電池を製造し、輸入し、上市するものは何人も、自分たちが上市したブランドの電池を回収し、再利用の観点で処理されることを確立しなければならない。
２．第１項に関連する義務は、この法令のアネックス２で指定されている機器の製造業者あるいは輸入業者には適用しない。機器内にある電池は、固定されているもので、機器が使用されている期間中に置き換える必要がない場合。

第６条
１.第５条に関連した義務を受けることになった日より２ヶ月以内に､製造業者あるいは輸入業者は、この義務を履行する方法を大臣に通知しなければならない。この申請には、少なくとも次の情報が含まれていなければならない。
ａ．水銀、カドミウムあるいは鉛を含まない電池のマーケティングに関する手段；
ｂ．1996 年１月１日までに少なくとも 80%の回収率、1998 年１月１日までに少なくとも 90%の回収率を達成するための手段；
ｃ．再処理目的で電池を分別する方法を含む、再使用の観点から、収集、保管、収集電池の再処理と回収をアレンジする方法；
ｄ．処理システムの財政を賄う方法；
ｅ．収集あるいは処理の一時的中断あるいは減少が発生した場合に取った、もしくは取る予定の手段；
ｆ．製造業者あるいは輸入業者がオランダでの電池を販売することを止めたときに、収集とさらなる再処理を確実にするために取った、もしくは取る予定の手段；
ｇ．システムの測定方法とモニタリング方法。
２．第１項、ｂに関する手段は常に次の項目を含んでいなければならない：

ａ．自治体の収集設備を製造業者もしくは輸入業者が提供するために取る手段；
ｂ．製造業者もしくは輸入業者が消費者が電池を分別し、自治体の回収拠点に持ち込めるように情報を提供するために取る手段。

第７条

１．第６条に関する申請は、大臣の許可を必要とする。
２．大臣は受理後８週間以内にこの申請を認可するか否かを決定する。この期間、大臣はこの決定が８週間を越えない特定の期間までに延期することを伝える。
３．大臣は条件あるいは制限をつけて認可することができる。大臣は認可が特定期間だけに有効であることも決定できる。
４．製造業者あるいは輸入業者は、大臣が認可した申告に従って、第５条に関連する義務を履行しなければならない。
５．この認可が得られるまでに、製造業者あるいは輸入業者は、電池を収集・保管することを確立しなければならない。
６．製造業者は、毎年大臣に、前年中の第５条に関連した義務の履行に関する報告書を７月１日までに送付しなければならない。

第８条

１．製造業者及び輸入業者は、第６条に関連して共同申告を提出できる。
２．第６条にもかかわらず、製造業者あるいは輸入業者は、第１項に関連した申告が認可されているならば、認可された申告に従って第５条に関連する義務を履行することを簡単に伝えなければならない。

第９条

１．大臣が省令により、第６条第１項ｂに関する回収率を測定法法及び計算方法に関する規則を定めることができる。
２．処理の面で技術的な進捗がもし必要となるならば、大臣は省令によって製造業者と輸入業者が、自らが特定した日付までに新規申告を提出しなければならないことを決定できる。
３．第２項が適用されたならば、はじめの申告の認可がこの項に関連する日付で失効するか、もしくは新申告が提出されたならば、大臣がその項目に関連した申告における決定を大臣が与えた日付で、失効する。

第４部　最終条項

第１０条

１．水銀、カドミウム、鉛に関する電池及び蓄電池に関する規則を定めている 1995 年 9 月 15 日の国王法令は取って代わられる。
２．この法令が発効した場合、水銀、カドミウム、鉛を含む電池及び蓄電池のマーキングに関する、さらなる規則を規定している 1993 年 11 月 15 日の住宅・空間計画・環境省規則 No.12N93043（官報

223）は、この法令の第３条、第１項及び第３項に基づくものでなければならない。

第１１条
小規模化学廃棄物（Logo）法令は、次のように改正される：
１．第２条、第１項において、「この製品」の後に、「あるいは、それらの製品の包装材におけるカテゴリー1、2 あるいは 3 に基づくアネックスで特定された製品の発生において」を加える。
２．第２条、第２項において、「その包装材」を「製品の周囲に直接の包装材」に置き換える。
３．アネックス１を、この法令のアネックス３として含まれるように、新アネックス１に、置き換える。

第１２条
この法令は、1995 年 3 月 1 日に発効する。もし、1995 年 1 月 31 日以降に条令や法令が公表されるならば、公表後４週間で発効するものである。

第１３条
この法令を「バッテリー処分令」として引用する。
この法令と付帯する解釈摘要を、条令と法令の告示に公表されることを命ずる。

ハーグ、１月３１日、1995 年

ベアトリックス

住宅・空間計画・環境省大臣
Margaretha de Boer

1995 年 2 月 9 日公表
法務大臣
W.Sorgdrager

1994 年 22　条令及び法令の告示。

国会の推薦を住宅・空間計画・環境省で査閲で有効となることにより公表された。推薦と査閲に係るドキュメントもまた、1995 年 3 月 14 日の No.52 のオランダ政府官報の増補において公表される。

アネックス１

電池処分令第３条、パラグラフ１について。

有害物質	量
水銀	アルカリバッテリー１個当たり重量で 0.025%
	その他のタイプのバッテリー１個当たり 25mg
カドミウム	バッテリー１個当たり重量で 0.025%
鉛	バッテリー１個当たり重量で 0.4%

アネックス２

電池処分令第３条パラグラフ２，第４条パラグラフ２，及び第５条パラグラフ２について。

処分令の第３条パラグラフ２，第４条パラグラフ２，及び第５条パラグラフ２に係わる装置には以下のものが含まれる：

１．産業応用に必要で、かつ情報技術のための機器、及び OA 機器にあって、バッテリーの適用が技術的理由から必要となる場合、途切れない電力供給を確実にするために、バッテリーがはんだ付けされているか、あるいは別な方法で電池端子に固定されている機器。

２．そのような機器が連続的に稼働しなければならなく、かつ対照電池が専門家によってのみ取り外しができる場合、対照電池を含む特別で専門的な適用に必要な機器。

３．ペースメーカー及び電池を含む他の医療機器で、生命機能を維持するために電池が使われるもので、連続稼働しなければならず、かつ専門家でなければ取り外すことができない場合。

４．熟練していない者によって電池を交換しようとする場合、ユーザーに危険をもたらす、あるいは機器の操作に逆の効果を示す可能性がある携帯機器。

５．高度に慎重さを要する環境において使用する専門的な応用機器。

アネックス３

電池処分令第１１条について。

小規模化学廃棄物（LOGO）令の第２条パラグラフ２のアネックス１。

KCA ロゴを次のカテゴリーの製品もしくはそのパッケージに付ける。

１．水銀、カドミウムもしくは鉛を含まないバッテリー、及び電池処分令のアネックス１に特定されている値を越えない量の水銀、カドミウム、鉛を含むバッテリー。[1]；

２．放電管；

３．オイルフィルター；

４．水銀含有温度計[2]。

[1] 電池処分令に関するものとして、これらのバッテリーが消費者向け機器に組み込まれている場合、KCA ロゴは装置パッケージに付けるか、装置の取扱説明書に入れなければならない。

[2] 代わりに KCA ロゴを、温度計をその使用期間中に入れる容器に付けることができる。